

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
12月27日  
(火曜日)

## 目次

規則	一
山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(医務課).....	一
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則(水産課).....	一
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....	二
特定有害物質によって汚染されている区域の指定(環境政策課).....	四
平成十八年産麦類の指定種子生産ほ場の指定(生産流通課).....	四
土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....	四
保安林の指定(森林整備課).....	四
漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意(漁政課).....	五
土地収用法の規定に基づく事業の認定(用地課).....	五
道路の区域の変更(道路整備課).....	六
道路の供用の開始(道路整備課).....	六
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....	六
臨港地区の決定(二件)(港湾課).....	七
臨港地区の分区の指定(二件)(港湾課).....	八
道路の位置の指定(建築指導課).....	八
公告	八
大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出(商政課).....	八
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....	九
土地改良区役員届出(農村整備課).....	九
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	一〇
公安委規則	一〇

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則..... 一〇

公安委規則..... 一〇



山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百十六号

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山口県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第三十号)中第二条第二項の表山口県立中央病院の項の改正規定(「四八一床」を「四九〇床」に改める部分に限る。)の施行期日は、平成十八年一月七日とする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四百十七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成十五年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項の表に次のように加える。

一月一日から同月十日まで



(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
"	通 常	一八〇〇〇	四・五
	最 大	二七、〇〇〇	
三〇一八 (二基)	通 常	三〇、〇〇〇	七
	最 大	四五、〇〇〇	
"	通 常	七、五〇〇	三・五
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	検出せず	"
	最 大	検出せず	
"	通 常	七、五〇〇	"
	最 大	二一、〇〇〇	
"	通 常	一一、二五〇	"
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	一五〇	"
	最 大	三〇〇	
"	通 常	三・八〇	"
	最 大	四五〇	
"	通 常	四・五	"
	最 大	六・五	

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
最終沈殿処理施設	"	一一〇、〇〇〇	沈殿	"	"	"	(既)	"	"
発酵洗液生物処理施設	コンクリート製	八、八〇〇	生物処理	連続	二四時間	概し変動なし	"	"	(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
"	通 常	二二、〇〇〇	"
	最 大	三〇、〇〇〇	
"	通 常	七、五〇〇	"
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	七、五〇〇	"
	最 大	二一、〇〇〇	
"	通 常	一一、二五〇	"
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	一五〇	"
	最 大	三〇〇	
"	通 常	三・八〇	"
	最 大	四五〇	
"	通 常	四・五	"
	最 大	六・五	
"	通 常	七、五〇〇	"
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	一一、二五〇	"
	最 大	一八、〇〇〇	
"	通 常	一五〇	"
	最 大	三〇〇	
"	通 常	三・八〇	"
	最 大	四五〇	
"	通 常	四・五	"
	最 大	六・五	

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数) (mg/l)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
八、六	通常最大	通常最大	九〇、〇〇〇
四七・三	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
四五	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
八〇	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
八〇	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
三九・二	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
七〇	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
〇・八四	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇
二	通常最大	通常最大	七五、〇〇〇

山口県告示第六百七十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次の区域を特定有害物質によって汚染されている区域として指定する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 指定区域

周南市大字栗屋字奈切五〇の五〇の一部

二 特定有害物質の名称  
シアン化合物

山口県告示第六百七十一号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)第三条第一項の規定により、次の市町村の区域内のほ場を平成十八年度産の麦類の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林部生産流通課並びに係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

市町村名	面積(アール)
宇部市	二六六
山口市	一、一五三
防府市	二六七

山口県告示第六百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

厚狭郡山陽町厚狭秋山土地改良区

認可年月日  
平成一七、一二、一五

山口県告示第六百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

- 美祢市大嶺町奥分字荒田七〇八、七二八、一三〇八、一三〇九、一三〇九の一、一三〇九の三、東厚保町川東字森本二二八、二二二九、二八四六、字座主ヶ谷二二八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び美祢市農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所  
 熊毛郡田布施町大字麻郷字下八海九、一〇、一六の一、一九の六、三四、字八海平四七七の一、四六〇から四六二まで、四六四、四六五、四六八、四六九の一、四六九の三、四六九の四  
 阿武郡阿武町大字宇田字清水川九六の六

二 指定の目的  
 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 熊毛郡田布施町大字麻郷字下八海九・一六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一九の六、三四・字八海平四七七の一・四六二・四六四・四六五・四六八・四六九の一・四六九の三・四六九の四(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)  
 阿武郡阿武町大字宇田字清水川九六の六

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六百七十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定によ

る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったと認められた。  
 平成十七年十二月二十七日

東和町東部加入区	白木加入区	橘加入区	上関加入区
徳山市加入区	山口市加入区	小野田加入区	厚狭加入区
植生加入区	下関市東部加入区	彦島加入区	豊浦町加入区
萩市中部加入区			

山口県告示第六百七十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。  
 平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 起業者の名称  
萩市
- 二 事業の種類  
萩市中心商店街活性化事業
- 三 起業地  
(一) 収用の部分  
萩市大字東田町字東田町地内  
(二) 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
(一) 法第二十條第一号関係  
萩市中心商店街活性化事業(以下「本件事業」という。)は、法第三條第一号に掲げる施設に関するものである。  
(二) 法第二十條第二号関係  
本件事業の起業者である萩市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。  
(三) 法第二十條第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、駐車場を整備して商店街の利用者の利便性を確保することにより、商店街及びその周辺地域の活性化が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設の規模及び使用形態等から、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、駐車場を整備して商店街の利用者の利便性を確保するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

萩市商工観光部商工課

山口県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十七年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路 線 名 大河内地吉線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
-----	-----	-----------------	------------------	-----

下関市豊田町大字地吉字水木三九八の一地先から  
同市豊田町大字地吉 同字三九七の一地先まで

下関市豊田町大字地吉字桑瀬二七二の一地先から  
同市豊田町大字地吉字中野二五九の一地先まで

	新	旧	新	旧
最狭	三・五・六	八・四・二	一・八・四	七・五・〇
最広	一七・一・〇	一七・一・〇	一・一・三・〇	一・一・三・〇
	道路改良工事の完了による。		道路改良工事の完了による。	

山口県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十七年十二月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 大河内地吉線	下関市豊田町大字地吉字水木三九八の一地先から 同市豊田町大字地吉 同字三九七の一地先まで 下関市豊田町大字地吉字桑瀬二七二の一地先から 同市豊田町大字地吉字中野二五九の一地先まで	平成十七年十二月二十八日

山口県告示第六百七十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関 成

一 埋立区域

(一) 位置

周南市大字櫛ヶ浜字南浜二四二の五〇、二四二の五二及び二四二の九一 地先公有

五 水面  
(一) 区域

次の1の地点から15の地点までを順次結んだ線、15の地点から16の地点を結ぶ平成九年秋分の満潮位(D. L. + 二・七四メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と櫛ヶ浜防波堤との境界線及び1の地点と16の地点を結ぶ満潮位における公有水面と六号埋立防波堤との境界線に囲まれた区域

1の地点 周南市大字栗屋字奈切の大島二等三角点(北緯三四度〇〇分三〇・八七一秒東経一三一度四九分〇八・六一一秒)から二度一七分四五秒一、九五・五メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二七六度一〇分三六秒二九・九八メートルの地点
- 3の地点 2の地点から六度一九分二秒六六・一四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九六度二〇分二五秒一・五三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から六度二〇分一秒二・九八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二七六度四七分三秒一・五三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から六度一八分五秒三三・九一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から九六度三一分一七秒一・五三メートルの地点
- 9の地点 8の地点から六度一八分五秒三三・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二七六度二二分〇四秒一・五三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から六度一八分二六秒三四・九六メートルの地点
- 12の地点 11の地点から九六度四九分二秒一・五三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から六度二一分一五秒二・九八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二七五度一八分一四秒一・五四メートルの地点
- 15の地点 14の地点から六度一七分二秒六五・六二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一三四度五三分三秒三八・三三メートルの地点

(二) 面積

六、七三一・四八平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成十一年六月二日 指令港湾第一四〇号

三 関係図書を開覧できる市町村

周南市

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日  
平成十七年十二月二十日

山口県告示第六百七十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、室津港臨港地区を次のとおり定めた。

臨港地区の決定に関する告示(平成十七年山口県告示第四百十三号)は、廃止する。  
平成十七年十二月二十七日  
山口県知事 二井 関成

一 臨港地区の区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津

(二) 面積

一・〇ヘクタール

二 臨港地区の区域の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場

山口県告示第六百八十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、特牛港臨港地区を次のとおり定めた。

臨港地区の決定に関する告示(平成十七年山口県告示第四百四十四号)は、廃止する。  
平成十七年十二月二十七日  
山口県知事 二井 関成

一 臨港地区の区域

(一) 位置

下関市豊北町大字神田

(二) 面積

二・一ヘクタール

二 臨港地区の区域の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役

所豊北総合支所

**山口県告示第六百八十一号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、室津港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び上関町役場において一般の縦覧に供する。

臨港地区の分区の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第五百十三号）は、廃止する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区

二 分区の位置及び区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字室津字本町及び字立畠の各一部並びに字瀬戸町地先

(二) 面積

一・〇ヘクタール

**山口県告示第六百八十二号**

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、特牛港臨港地区の分区を次のとおり指定する。

その関係図面は、山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役所豊北総合支所において一般の縦覧に供する。

臨港地区の分区の指定に関する告示（平成十七年山口県告示第五百十八号）は、廃止する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 分区の種類

商港区及び漁港区

二 分区の位置及び区域

(一) 商港区

1 位置

下関市豊北町大字神田字網打場、字三浦、字神田、字平岩、字特牛及び字小浜村の各一部並びに字網打場地先

2 面積

一・五ヘクタール

(二) 漁港区

1 位置

下関市豊北町大字神田字網打場の一部

2 面積

〇・六ヘクタール

**山口県告示第六百八十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル) <small>員</small>	延 (メートル) <small>長</small>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市南花岡三丁目一七七二の一、一七七二の九、一七七二の一〇及び一七七二の一〇地先	四・五〇六・一	三六・四	二〇九・〇二



(六八四) 大規模小売店舗立地法第六条第五項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更の届出がありました。



平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ニュー丸和長府店  
所在地 下関市長府前八幡町五番一五号
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
一、〇〇六平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
九九五平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十七年十二月十七日

(六八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年八月九日山口県公告(四三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 開放倉庫宇部店  
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 意見の概要  
特に配慮を求め事項はない。

(六八六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年八月九日山口県公告(四三二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月二十七日までの間、山口

県商工労働部商政課及び宇部市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 開放倉庫宇部店  
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 意見の概要  
特に配慮を求め事項はない。

(六八七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
	山口市仁保土地改良区	理事	栗林 未成	山口市仁保下郷一四一の一
	"	監事	梶本 孟生	" 五四三の四
	"	"	須子藤吉朗	" 一五一九
	"	"	三好 宣捷	" 二四九五
	"	"	末永 宜由	仁保中郷二一八〇の一
	"	"	池田 恒夫	仁保下郷二九五二の二
	"	"	中川 正樹	仁保中郷一八四の五
	"	"	西村 政良	仁保下郷四八六
	"	"	佐川 正和	仁保上郷一八九八
	"	監事	須子 祐士	仁保下郷四五五
	"	"	栗林 和道	仁保中郷一〇九五の六
	"	"	与国 徹	" 二四〇四の一
二 退任した役員	岩国市天尾土地改良区	"	角 治信	岩国市大字天尾二七三

土地改良区名称	理事の別	氏名	住所
山口市仁保土地改良区	理事	栗林 未成	山口市仁保下郷一四一の二
"	"	梶本 孟生	" 五四三の四
"	"	須子藤吉朗	" 一五一九
"	"	三好 宣捷	" 二四九五
"	"	末永 宜由	仁保中郷二一八〇の一
"	"	池田 恒夫	仁保下郷二九五二の二
"	"	中川 正樹	仁保中郷一八四の五
"	"	西村 政良	仁保下郷四八六
"	"	池田 隆晴	仁保上郷一六六八の一
"	監事	須子 祐士	仁保下郷四五五
"	"	栗林 和道	仁保中郷一〇九五の六
岩国市天尾土地改良区	"	関口 敏昭	岩国市大字天尾二二三

(六八八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十二月二十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
防府市大字田島字上地一筋第二及び上地一筋第三
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
防府市大字江泊一九三六番地  
株式会社丸久
- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市叶松二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山陽小野田市日の出二丁目九番一二号  
有限会社小野田不動産商事

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
山陽小野田市大字小野田字二ノ小野田並びに大字丸河内字小野田、字小野田新立及び字大浴
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宇部市上町二丁目六番三六号  
株式会社朝日土地建物



警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十七号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第四条第一項第二号中「警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号)」を「警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)」に、「第一条第一項の常駐警備業務」を「第一条第二号の施設警備業務」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 規則第一条第五号の核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第六号の貴重品運搬警備業務

第五条第一項第二号中「第一条第一項の常駐警備業務」を「第一条第二号の施設警備業務」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第八号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年十二月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の表中

第 4 条 の 2 第 2 項
第 4 条 の 2 第 5 項
第 4 条 の 4 第 2 項
第 6 条 第 2 項
第 6 条 第 3 項

第 5 条 第 2 項
第 5 条 第 5 項
第 7 条 第 2 項
第 11 条 第 2 項
第 11 条 第 3 項

を

に改め、第十一条の二の項

第 11 条 の 3 第 2 項
第 11 条 の 3 第 2 項 第 1 号
第 11 条 の 3 第 2 項 第 2 号

第 22 条 第 2 項
第 22 条 第 2 項 第 1 号
第 22 条 第 2 項 第 2 号

を

に改め、第十一条

の三第四項（準用）第十一条の六第三項の項及び第十一条の三第五項（準用）第十一条の六第三項の項を次のように改める。

第 22 条 第 5 項 （準用） 第 23 条 第 3 項 第 42 条 第 3 項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の書換え
第 22 条 第 6 項 （準用） 第 23 条 第 5 項 第 42 条 第 5 項	警備員指導教育責任者資格者証（合格証明書、機械警備業務管理者資格者証）の再交付

別表第一の二十の表第十一の表第七項（準用）第十一条の六第三項の項を次のように改める。

第 22 条 第 8 項	警備員の指導及び教育に関する講習の実施
--------------	---------------------

別表第一の二十の表第十一の表第七項（準用）第十一条の六第三項の項の次に次のように加える。

第 23 条 第 1 項	検定の実施
第 23 条 第 4 項	合格証明書の交付

別表第一の二十の表中

第 11 条 の 6 第 2 項
第 11 条 の 6 第 2 項 第 1 号
第 11 条 の 6 第 2 項 第 2 号
第 13 条 第 1 項
第 14 条
第 16 条 第 2 項

第 42 条 第 2 項
第 42 条 第 2 項 第 1 号
第 42 条 第 2 項 第 2 号
第 46 条
第 48 条
第 50 条 第 2 項

を

に改め、同表に次のように

加える。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条	検定合格者審査の実施
----------------------------------	------------

別表第一の二十一の表中「第27条第2項」を「第39条第3項」に改める。

別表第一の二十二の表第一条（準用）第八条の項中「第1条（準用）」を「第2条（準用）」に改め、同項の次に次のように加える。

第 3 条 第 4 号	警備員指導教育責任者講習の対象者の認定
-------------	---------------------

別表第一の二十二の表第四条第一の項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第 7 条 第 2 項 （準用） 第 12 条 第 2 項	警備員指導教育責任者講習修了証明書（機械警備業務管理者講習修了証明書）の再交付
第 10 条	現任指導教育責任者講習の通知

別表第一の二十二の表第七条第一の項中「第7条第1項」を「第12条第1項」に改める。

別表第一の二十三の表中「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規

則第5号)を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」に改め、同表第4条の項の前2次のように加える。

第6条第3項	警察職員の指定
--------	---------

別表第一の二十三の表第4条の項中「第4条」を「第7条」に改め、同表第五系第三号の項中「第5条第3号口」を「第8条第2号」に改め、同表第七条の項から第九条第二項の項までを次のように改める。

第10条	受検票の交付
第11条	成績証明書の交付
第12条第1項	成績証明書の書換え
第12条第2項	成績証明書の再交付

別表第一の二十三の表2次のように加える。

附則第9条	検定合格者審査の実施の公示
-------	---------------

別表第二の六の表中

第4条の2第1項 〔運用〕 第4条の4第4項	第5条第1項 〔運用〕 第7条第4項
第5条	第9条
第5条の2第1項	第10条第1項
第6条第1項 〔運用〕 第6条第3項 第9条第3項 第10条第2項	第11条第1項 〔運用〕 第11条第3項 第16条第3項 第17条第2項
第6条の2第1項・第2項	第12条第1項・第2項
第6条の2第3項	第12条第3項
第9条第2項 〔運用〕 第10条第2項	第16条第2項 〔運用〕 第17条第2項
第11条の4	第40条
第11条の5	第41条

項を次のように改める。

第47条第1項	立入検査
---------	------

別表第二の七の表中

第17条の2第1項	第20条第1項
第30条第1項 〔運用〕 第42条	第42条第1項 〔運用〕 第63条
第31条第1項 〔運用〕 第42条	第43条第1項 〔運用〕 第63条
第31条第2項 〔運用〕 第42条	第43条第3項 〔運用〕 第63条

に改め、第三十二系第二項

の項を次のように改める。

第44条第2項	返納に係る資格者証等の受領
---------	---------------

別表第二の八の表第1条〔運用〕第8条の項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に改

め、同表第4条第2項〔運用〕第8条第2項を「第7条第2項」に改め、同表第4条第2項〔運用〕第7条第2項を「第12条第2項」に改め、

別表第二の九の表を次のように改める。

9 警備員等の検定等に関する規則

根拠条項	事務内容
第9条第1項	検定申請書の受理
第12条第1項	成績証明書書換え申請書の受理
第12条第2項	成績証明書再交付申請書の受理
第14条第1項	合格証明書交付申請書の受理
第15条第1項	合格証明書書換え申請書の受理
第15条第3項	合格証明書再交付申請書の受理
附則第10条第1項	審査申請書の受理

この規程は、平成十七年十二月二十七日から施行する。  
附 則

平成十七年十二月二十七日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）